

機密性 2 完全性 1 可用性 1

達 示 第 36 号

平成 19 年 6 月 1 日

名古屋拘置所長 遠 山 幹 夫

死刑確定者処遇規程の制定について

標記について、別紙のとおり定め、即日施行する。

おって、平成 18 年 5 月 24 日付け達示第 42 号「名古屋拘置所死刑確定者処遇規程の制定について」は廃止する。

名古屋拘置所死刑確定者処遇規程

(目的)

第1条 この規程は、死刑確定者の拘禁を確保するとともに心情の安定を図りつつ、適正処遇の実施を目的とする。

(根拠)

第2条 死刑確定者の処遇は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」によるほか、この規程の定めによる。

(適用)

第3条 この規程は、死刑確定通知書が送達された翌日（休庁日の場合には、直後の開庁日）、当該被収容者に死刑確定者処遇を実施する旨を告知した後から適用する。

2 死刑確定者処遇開始の言渡しは、処遇部長が行う。ただし、処遇部長に支障があるときは、所長が指定した職員が行う。

なお、死刑確定者に対する処遇開始の言渡し後、処遇統括において収容開始時の告知及び処遇内容等を告知指導する。

3 死刑確定者の称呼番号は、下二桁が00の番号を使用して識別する。

(拘禁)

第4条 死刑確定者は、単独室に拘禁し、6か月以内に1回居室を変更しなければならない。

(戒護)

第5条 死刑確定者の逃走、自殺及び暴行等を防止するため、逃走・自殺・暴行要注意者に指定し、保安事故防止上の個別留意事項を定め、指示を發出して職員に周知徹底する。

2 動静視察は、頻繁かつ綿密に行い、常に心情の把握に努め保安事故を防止するため、迅速かつ適切な措置を講じなければならない。

(捜検)

第6条 死刑確定者の居室捜検は、原則として週1回以上行わなければならない。

2 居室出入時は、必ず衣体検査を行わなければならない。

3 居室捜検及び衣体検査は、形式的に陥ることなく入念に実施しなければならない。

(連行)

第7条 面会、運動、入浴、理髪、診察、教誨等、その他通常の動作

時限により連行するときは、当該死刑確定者のみを単独で連行し、監督者が指定した2名以上の職員で戒護しなければならない。

2 平日の昼間において、通常の動作時限以外に死刑確定者の居室の開扉や同確定者を居室外に連行する必要があるときは、事前に所管の統括矯正処遇官又は所管の主任矯正処遇官の許可を受けなければならない。

3 夜間及び休日において、診察、取調べ等のため止むを得ず居室の開扉や居室外に連行するときは、監督当直者が指定した3名以上の職員で行わなければならない。

(自己契約作業)

第8条 死刑確定者が自己契約作業を希望するときは、「被収容者等に対する自己契約作業実施細則の制定について」に基づき、就業の可否を決定する。

2 自己契約作業として実施させる作業内容は、施設の管理運営上支障のないものを選定する。

3 自己契約作業による対価は、別途これを定める。

(教誨師による宗教教誨等)

第9条 教誨師による死刑確定者に対する宗教教誨及び心情安定を図るための指導は、原則として個別に実施する。

2 宗教教誨等は、指定した場所又は居室において行い、処遇部門の職員を戒護に就けなければならない。

3 宗教教誨等を実施したときは、「教誨等記録簿」(別紙様式1)にその要旨を記載し、所長の決裁を受ける。

4 宗教画、数珠、ロザリオ、その他の宗教用具の所持を希望する場合は、施設の管理運営上支障のないもので信仰上必要と認められるものに限り許可することができる。

(篤志面接委員による面接指導)

第10条 篤志面接委員による死刑確定者に対する心情安定を図るための面接指導は、原則として個別に実施する。

2 篤志面接委員による面接指導は、指定した場所又は居室において行い、処遇部門の職員を戒護に就けなければならない。

3 篤志面接委員による面接指導を実施したときは、「篤志面接委員指導記録簿」(別紙様式2)にその要旨を記載し、所長の決裁を受ける。

(自弁書籍等)

第11条 死刑確定者の図書・新聞紙等の閲覧は、達示「被収容者が閲覧する書籍等取扱細則」ほか関係法令に定めるところによる。

2 内容検査については、当該被収容者の性向、行状、施設内の管理、保安状況その他の具体的事情を考慮し、暴動、騒じょう等の刑務事故の内容を具体的に記載したものでなく、かつ、不正外部交通、逃走を詳細に記載したもの等であって、その内容を閲覧することにより、暴動や反抗、逃走を煽るなど、施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないものとする。

3 日刊新聞紙等の取扱いについては、次の各号のとおりとする。

(1) 指定した日刊通常新聞紙2紙・日刊特別新聞紙2紙の内から各1紙を購入して閲覧させることができる。

(2) 指定した日刊新聞紙及び指定した日刊新聞紙以外の新聞が差入れられた場合は、その他の文書図画として取扱う。

(3) 日刊通常新聞紙を購入しない場合は、備付日刊通常新聞紙を閲覧させる。

自弁書籍の所持冊数については、学習用図書、辞典、経典、宗教書又は訴訟用図書を含め、保管私物の保管限度の範囲内で所持することを認める。

いずれも、不必要になったり、保管私物の保管限度を超える場合は、速やかに廃棄するか宅下げ等の措置を行わせる。

(テレビ視聴)

第12条 死刑確定者には、居室内において、土曜日、日曜日、祝日(土日の前後に限る。)及び土曜日又は祝日の前日の平日において自由チャンネルでテレビ視聴をさせる。

2 視聴時間帯は、次の各号のとおりとする。

(1) 平日

午後5時から午後8時50分まで

(2) 土曜日、日曜日、祝日

点検、食事時間を除く、午前8時30分から午後8時50分まで

(3) 12月31日

点検、食事時間を除く、午前8時30分から午後11時45分まで

3 規律違反容疑行為による取調期間中及び懲罰執行期間中は、テレビ視聴を禁止する。また、テレビ視聴させることが不適当な事由があるときは、禁止することができる。この場合、視察表により所長の決裁を受けなければならない。

(特別に所持を許可する物品)

第13条 死刑確定者には、次の各号に定める物品を居室内において所持し、又は使用することを希望する場合は許可することができる。

- (1) 生花。
- (2) 花びん。
- (3) 写真立て。
- (4) その他心情の安定が得られると認められる物品。

(特別に着用を許可する衣類)

第14条 死刑確定者が居室内で所持することができる衣類は、未決被収容者に係る規定を準用して特別に許可することができる。

2 前項に掲げる以外の物品又は衣類の特別所持等については、所長決裁を受けなければならない。

(特別に購入を許可する飲食物)

第15条 死刑確定者には、月1回、飲料・和菓子・洋菓子・煎餅・揚げ菓子・パック入り食品(肉・魚・果物)・パン等指定する飲食物(商品名は、市場を考慮して別に定める。)を購入(1回に購入できる数量は別に定める。)させた上、喫食させることができる。

(理髪)

第16条 死刑確定者の理髪は、1か月に1回、理髪室において職員2名が戒護して実施し、連行も職員2名で行わなければならない。

(運動)

第17条 死刑確定者の運動は、単独者用運動場において1時間以内で、原則として単独で実施し、連行は、職員2名で行わなければならない。

なお、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)」第39条及び刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則(平成18年法務省令第57号)第13条に基づき、毎月1回、所長の指定する日において、集団処遇の一環として死刑確定者2名以上の者による集団運動を実施することができる。

(入浴)

第18条 死刑確定者の入浴は、単独者用入浴場において実施し、連行は職員2名で行わなければならない。

(診察)

第19条 死刑確定者の診察は、原則として本人の居室において舎房担当職員又は所管の主任矯正処遇官が立会して行う。

2 居室において診察を行うことが困難な場合又は医務課診察室で行

う必要がある場合は、診察室に職員2名で連行して行う。

なお、診察室では死刑確定者を他の被収容者と分離し、かつ、監督者が指定した職員2名が戒護して行わなければならない。

(外部交通の相手方)

第20条 死刑確定者の外部交通の相手方は、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）」第120条及び第139条等に基づき、次の各号に掲げる者と面会を許可し、又は信書の発受を許可することができる。

(1) 死刑確定者の親族（刑事施設内での外部交通のみを得る目的で養子縁組をしたことが明らかな者を除く。）

(2) 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の死刑確定者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため面会をすることが必要な者

(3) 面会及び信書の発受により死刑確定者の心情の安定に資すると認められる者

(4) 前記各号以外の者で、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ面会により刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがないと認める者

(5) 再審開始決定のあった死刑確定者とこれらの者の弁護士又は弁護士となろうとする弁護士（ただし、原則として再審請求に関する事項に限る。）

(6) 裁判所その他の公務所あての当該確定者の権利義務に関する文書、訴訟準備のための文書の発信その他の本人の権利保護のため必要かつやむを得ないと認められる者

(面会)

第21条 死刑確定者の面会は、平日に限り1日1回とし、同時に面会できる人員は、3名までとする。

なお、死刑確定処遇告知の際、親族関係者以外の者について面会希望者調査票（別紙様式）を提出させる。

2 面会は一般面会室で実施し、所管の主任矯正処遇官が立会しなければならない。ただし、所管主任矯正処遇官に支障がある場合、統括矯正処遇官は、立会職員を指定しなければならない。

3 面会中、会話内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、立会者は直ちに会話を中止するよう注意し、中止しない場合は面会を中止する旨指示する。中止の指示に従わずその会話を継続するときは、面会を中止することができる。

- (1) 死刑確定者又は面会者が、逃走・自殺等身柄の確保を阻害するおそれがある会話をしたとき
- (2) 死刑確定者が、面会者に不安の念を抱かせるおそれがある会話をしたとき。又は、面会者が、死刑確定者の心情不安定に陥るような会話をしたとき
- (3) その他管理運営上支障がある会話をしたとき
(再審弁護人との面会)

第22条 (再審弁護人との無立会面会)

再審に係る弁護人との無立会面会については、死刑が確定した後おおむね3年を経過した時点において、保安全管理上特に支障がなく、かつ本人の心情が安定している場合、無立会面会を実施することができる。

(信書)

第23条 死刑確定者の発信回数は、特に必要と認められる場合以外1日2通までとし、1通の発信枚数は、便せん7枚以内とする。

- 2 信書検閲は、所管の主任矯正処遇官又はその代理者が行う。
- 3 発信書の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その部分の書き直しや抹消することを指導しなければならない。この指導に応じないときは、抹消若しくは削除し、又はその発信を許さないことができる。

- (1) 逃走・自殺等死刑確定者の身柄の確保を阻害するおそれがある記述があるとき
- (2) 名あて人に不安心を抱かせるおそれがある記述があるとき
- (3) その他管理運営上支障がある記述があるとき

4 着信の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その部分を抹消若しくは削除し、又はその信書の交付を許さないことができる。

- (1) 逃走・自殺等死刑確定者の身柄の確保を阻害するおそれがある記述があるとき
- (2) 死刑確定者が心情不安定に陥るようなおそれがある記述があるとき
- (3) その他管理運営上支障がある記述があるとき

5 3又は4の規定により発信を指導し、又は発信又は来信を抹消若しくは削除し、又は発信の不許可、来信の交付を不許可とした場合は、視察表又は発信指導簿により記録を残さなければならない。

6 現金書留封筒・小包等に同封されていた通信文は、その趣旨を書信表に記載して着信処理する。

(投稿・著作)

第24条 死刑確定者は、マスコミ等による公表を前提とする投稿及び著作は、原則として認めない。

(差入れ)

第25条 死刑確定者への物品又は現金の差入れを許可する相手方は、原則として、当該死刑確定者との外部交通を許可している者とする。

2 前項に定める者のほか、次の各号に定める要件を満たす者には、これを許可することができる。

(1) 差入人の住所、氏名及び当該死刑確定者との関係を明確にしている場合

(2) 差入人と当該死刑確定者との関係が、処遇上、害を及ぼすものでないことが明らかである場合

(3) 当該死刑確定者が訴訟費用や再審のための費用を必要としているとの事情が認められ、差入れの趣旨が訴訟費用又は再審支援等のためのカンパであることが明らかである場合

(4) 差入れが当該死刑確定者の在監の有無を確認するためのものであるとは認められない場合

(5) 差入れが当該死刑確定者の受取り意思に反するものではない場合

(6) 差入れの額が、差入れの趣旨から見て、社会通念上高額に過ぎるとは認められない場合

3 差入人と当該死刑確定者との関係が一切不明であるため、処遇上害があるか否か不明であるときは、差入れを不許可にすることができる。

4 同一の差入人から連日のように差入れがある場合又は複数の差入人から特定の死刑確定者に対して集中的に差入れがあり、これらの差入れが、事実上同一の意思の下になされたものと認められる場合において、その差入金額の合計が高額であると認められるときは、これを不許可にすることができる。

5 窓口での現金の差入れは、次の各号のとおり取り扱う。

(1) 外部交通が許可されていない者から現金の差入れの申出があった場合、「差入金受付票」に、差入人の氏名、差入金額のほか、同受付票備考欄に差入の目的を記載するよう説明して、差入目的を明記した場合に限り差入を受付けるものとする。

(2) 当該現金の差入の許否を決定するまでの間の当該現金は、仮留金として処理する。この場合、差入人に対して、申込みは受け

るが、許可になるか否かは不明である旨及び不許可の場合は返送する旨を説明するとともに、差入人の住所氏名に誤りがないことを確認する。

(3) 当該現金の差入れを許可した場合は、当該現金を当該死刑確定者の領置金に繰り入れる。

(4) 当該現金の差入れを不許可にした場合は、差入が許可されないことを記した書面を添えて、当該現金を現金書留にて差入人に返送する。

6 現金の郵送差入れは、次の各号のとおり取扱う。

(1) 外部交通が許可されていない者から現金の郵送差入れがあった場合、当該現金の差入の許否を決定するまでの間、当該現金は、仮留金として処理する。

(2) 当該差入れの目的は、同封の通信文の内容により確認し、第25条に定める要件により、当該現金の差入れの許否を決定する。

(3) 通信文がない場合において、過去に現金の差入れがあり、当該差入れが、過去の差入れと同趣旨であると推定できるときは、同趣旨であるとみなす。ただし、趣旨を推定することができない場合は、趣旨不明として取り扱う。

(4) 当該現金の差入れを許可した場合は、当該現金を当該死刑確定者の領置金に繰り入れる。

(5) 当該現金の差入れを不許可にした場合は、差入が許可されないことを記した書面を添えて、当該現金を現金書留にて差入人に返送する。

7 外部交通が許可されていない者から、現金の差入れがあった場合は、視察表をもって決裁を受けるとともにてん末を記録する。

(差入不許可となった現金書留)

第26条 郵送された現金の差入れを不許可にしたものに同封されていた通信文については、現金とともに差入人に返送する。

(遺言等)

第27条 遺言書を作成したときは、視察表に記録し、遺言書は領置する。

第28条 遺体・遺骨・遺留物の処理等について意思表示があったときは、願せん等文書にして記載させ、視察表に記録する。

2 第1項について、願せん以外の文書の提出があった場合は、その文書は領置する。

(処遇上の配慮)

第29条 死刑確定者の心情の安定を確保するため、その処遇にあたる職員は、言動等に十分配慮しなければならない。

(経過措置)

第30条 本件規程の制定以前から実施している処遇で、本規程により廃止することとなった処遇を実施している当該死刑確定者については、その継続の可否を個別に検討するものとする。

附則

収容開始時の口頭告知事項（新法 33 条 1 項に規定する告知事項）

1 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項

（貸与及び支給）衣類及び寝具，食事及び湯茶並びに日用品，筆記具その他の物品で，刑事施設における日常生活に必要なものは，貸与し，又は支給します。その他の物品についても，必要に応じ，貸与し，又は支給することがあります。

（自弁）衣類及び寝具，食料品及び飲料，室内装飾品，嗜好品並びに日用品，文房具その他の刑事施設における日常生活に用いる物品について，申出があった場合，管理運営上の支障等を検討し，自弁を許すことがあります。

（補正器具等の自弁等）眼鏡その他の補正器具などの物品は，刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き，自弁のものを使用することになりますが，自弁のものが使用できず，施設において必要と認めるときは，貸与し，又は支給することがあります。

2 第 48 条第 1 項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項

（金品の検査）収容時に所持し，また，購入，差入れ等により持参され，送付される金品は，職員が検査を行います。

（金品の処分）これらの金品のうち，刑事施設内で保管や使用等が認められないものは，親族等への交付その他相当の処分を求めることがあり，処分を行わない場合には施設で強制的に売却又は廃棄することがあります。

（物品の引渡し及び領置）刑事施設内で使用し，摂取することを許す私物（交付された受信書を含む。）は引き渡しますが，これら保管私物の管理方法については，刑事施設の長が管理運営上必要な制限を行います。刑事施設の長が定める居室内で保管できる私物の限度量を超える私物や領置することができる物品の限度量を超える私物については，親族等への交付その他相当の処分を求めることがあり，処分を行わない場合には刑事施設で強制的に売却又は廃棄することがあります。

（領置金の使用）自弁物品購入等のため一定の条件で領置金の使用が認められます。

（差入れ等の制限）差入れや購入については，刑事施設の長が管理

運営上必要な制限を行います。

(領置物の引渡し) 領置物は、遺族又は相当と認められて指定した人に引き渡します。

3 保健衛生及び医療に関する事項

(運動、入浴等) 原則として平日※には運動の機会があります。そのほか、規則に従って入浴、調髪及びひげそりを行わせます。

(健康診断、診察等) 毎年一回以上定期的に健康診断を行うほか、負傷し、若しくは疾病にかかっている者には必要な医療を刑事施設において行います。

(指名医による診察) 特に条件を満たす場合には、被収容者が指名した医師による診療を許すことがあります。

4 宗教上の行為、儀式行事及び教誨に関する事項

一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除いて、認められます。

5 書籍等の閲覧に関する事項

自弁の書籍等を閲覧することは、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき、閉居罰や書籍等の閲覧停止の懲罰を科されたときなどを除いて、認められます。

取得できる新聞紙の範囲や取得方法は、刑事施設の長が管理運営上必要な制限を行います。

6 第74条第1項に規定する遵守事項

刑事施設内においては、次の事項を遵守すること。(具体的な遵守事項の内容を別紙等で記載すること。)

7 面会及び信書の発受に関する事項

(面会) 面会は、懲罰により停止される場合を除いて、認められます。再審決定があった場合における弁護士等との面会を除き、面会には職員が立ち会い、又は録音、録画を行います。

面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要な制限を行います。面会の際、これらの制限に違反したり、会話の内容が、暗号を使用したり、刑事施設の規律秩序を害するおそれがあるなどの場合には、面会を一時停止し、又は終了させる場合があります。

(信書) 信書の発受は、懲罰により停止される場合を除いて、認められます。信書は、職員が検査を行います。検査の結果、その内容

が、暗号を使用したり、刑事施設の規律秩序を害するおそれがある内容などの場合には、発受を差し止め、又はその該当箇所を削除抹消することがあり、これらの信書は、原則として遺族等に引き渡すこととなります。信書の作成要領、通数、発受の方法については、刑事施設の管理運営上必要な制限を行います。

8 懲罰に関する事項

遵守事項を遵守せず、又は刑事施設の規律及び秩序を維持するための職員の指示に従わなかったときは、懲罰を科すことがあります。

懲罰の種類には、戒告、自弁の物品の使用又は摂取の停止、書籍等の閲覧の停止、閉居罰の4つがあります。反則行為に使用された物などは国庫に帰属させることがあります。懲罰を科す場合には、あらかじめ懲罰の原因となる事実の要旨を書面で通知し、懲罰審査会において口頭で弁解する機会を与えます。

9 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

次に掲げる刑事施設の長の措置に不服があるときは、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができます。審査の申請は、原則として、措置の告知があった日の翌日から起算して30日以内に行わなければなりません。

審査の申請に対しては、裁決がなされ、申請者に通知されます。

裁決に不服がある者は、裁決の告知があった日の翌日から起算して30日以内に法務大臣に対する再審査の申請を行うことができます。

- (1) 自弁の物品の使用又は摂取を許さない処分
- (2) 領置されている現金の使用又は保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分
- (3) 診療を受けることを許さない処分又は診療の中止
- (4) 宗教上の行為の禁止又は制限
- (5) 書籍等の閲覧の禁止又は制限
- (6) 書籍等の翻訳に要する費用を負担させる処分
- (7) 作業報奨金に関する処分
- (8) 障害手当金の支給に関する処分
- (9) 特別手当金の支給に関する処分
- (10) 信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差し止め又は制限
- (11) 発受禁止信書等の引渡しをしない処分
- (12) 外国語の翻訳に要する費用を負担させる処分

(13) 懲罰

(14) 反則行為に係る物品を国庫に帰属させる処分

- 10 新法第163条第1項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項

次に掲げる刑事施設の職員による行為があったときは、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、事実の申告をすることができます。事実の申告は、原則として、その申告に係る事実があった日の翌日から起算して30日以内に行わなければなりません。事実の申告に対しては、原則として、その結果が申告者に通知されます。通知の内容に不服がある者は、通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に法務大臣に対する事実の申告を行うことができます。

(1) 身体に対する違法な有形力の行使

(2) 違法又は不当な捕縄、手錠又は拘束衣の使用

(3) 違法な又は不当な保護室への収容

- 11 苦情の申出に関する事項

自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、苦情の申出をすることができます。法務大臣に対する苦情の申出は書面で、実地監査を行う監査官及び刑事施設の長に対する苦情の申出は書面又は口頭で行うことができます。苦情の申出の処理結果は、原則として、申出者に通知されます。

様式1 教誨等記録簿（規程第9条3項）

所長	処遇部長	処遇首席	企画首席	指導統括	関係統括・主任	係
実施日時	年 月 日 () 自 時 分 至 時 分					
実施場所						
教誨師名						
被収容者	番					
内 容						

様式2 篤志面接委員指導記録簿（規程第10条3項）

所長	処遇 部長	処遇 首席	企画 首席	指導 統括	関係統括・主任	係
実施日時	年 月 日 () 自 時 分 至 時 分					
実施場所						
篤志 面接員名						
被收容者	番					
内 容						

面会希望者調査票 (親族関係以外の者)

番号	氏名	住所	職業	面会の目的	過去の交友状況
1	・ _____			
2	・ _____			
3	・ _____			
4	・ _____			
5	・ _____			

* 外部交通を希望する順に1番から順次5名を記載して下さい。調査の結果、外部交通が認められない場合もあります。

* 面会の目的、過去の交友状況についての記載欄については、外部交通の可否判断の対象ですので、詳細に記載されないと、調査が不能となって許可されない場合がありますので、必ず、詳細に記載して下さい。